

北海道情報大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

北海道情報大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、北海道情報大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「情報化社会の新しい大学と学問の創造」という大学の建学の理念及びそれに基づく使命は明確であり、大学及び大学院の目的も規則等に明確に定められ、役員、教職員の理解と支持を得て、簡潔に文章化されている。大学の個性・特色として、建学の理念とそれに基づく使命・目標、教育目的に基づく教育・研究方針を定めており、それらは大学概要、学生便覧、大学ホームページ等に明示されている。

中期目標・中期計画を策定し、学部・学科ごとの教育目的等と教育課程を整備し、具体的な実践のために、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を策定している。平成27(2015)年度に第2期中期目標・中期計画を策定し、教育研究組織の改編と収容定員の変更を組入れている。

「基準2. 学修と教授」について

各学部の学科や研究科においては、アドミッションポリシーが明確に定められ、入学者選抜方針に基づき多様な入試が実施されている。また、入学定員の変更も含め学科・専攻等の見直しを行い、収容定員充足率の改善に向けて努力している。

各学部の学科ごとのカリキュラムポリシーに基づき、身に付けるべき「コンピテンシー」を「コンピテンシー科目関連マップ」として適切に設定している。そして、外部有識者で構成される「カリキュラム・アドバイザリーボード会議」を有し、カリキュラムの検証・改善を逐次実施している。また、通信教育部もカリキュラムポリシーに基づいて教育課程の編成や教授方法の改善に努めている。

学習ポータルサイト「POLITE」等による学修支援・授業支援やFD(Faculty Development)支援システム「CANVAS」による全学的なFD活動支援等、ICT（情報通信技術）を積極的に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の使命・目的を実現するために、中期目標・中期計画を策定し、組織的・継続的な努力を行っている。また、教育情報、財務情報の公開は適切に行われている。

理事会は、私立学校法に基づき、寄附行為、管理運営規則に定めるところにより、適切に運用されている。大学では、学長のリーダーシップ等のガバナンス改革に取り組んでいる。

学校法人は、大学のほか専門学校を有しており、法人全体としては、安定した財務基盤を確立している。大学としては、学部・学科の改組・改編計画及び第2期中期目標・中期計画に基づく財務施策を展開することで、財務の健全化を目指している。

学校法人会計基準や規則等を遵守した会計処理が行われており、法人、監事、監査法人との意見交換が定期的実施され、会計監査の体制が整備されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「北海道情報大学点検評価規程」に基づき点検評価委員会を設置し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。学長が委員長を務める点検評価委員会は、中期目標・中期計画の年度計画の達成状況について点検・評価することにより、大学運営及び教育研究活動の改善・向上を図っている。

今後も中期目標・中期計画に基づき自己点検・評価活動を継続し、大学改革を実施していく計画があり、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

総じて、大学は、「情報化社会の新しい大学と学問の創造」という建学の理念及びそれに基づく使命を掲げ、ICT を積極的に活用して、学修支援、授業支援、FD 活動を行っている。また、中期目標・中期計画を継続的に策定して教育研究組織の改編等に取り組んでおり、時代や社会のニーズの変化に柔軟に対応している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.ICT を活用したグローバル人材育成」、「基準 B.地域連携・産学連携の実践」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「情報化社会の新しい大学と学問の創造」という大学の建学の理念及びそれに基づく使命は明確であり、大学案内、大学概要及び大学ホームページ等に示されている。

また、大学の目的は学則第 1 条に定められ、学部と通信教育部の目的及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は「教育研究上の目的に関する規程」等に明確に定められ、簡潔に文章化されている。

大学院も同様に、大学院の目的は学則第 1 条に、研究科の目的及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は「教育研究上の目的に関する規程」等に明確に定

められ、簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色として、建学の理念、それに基づく使命・目的及び教育目的に基づく教育・研究方針を定めており、これらは、大学概要、学生便覧及び大学ホームページ等に明示されている。

大学及び大学院は、学校教育法及び大学設置基準又は大学院設置基準にのっとりた教育目的等を学則に定めており、いずれも法令等を遵守し、適切に明示している。

社会情勢の変化等に対応し、「教育研究上の目的に関する規程」等の改正を行っている。また、平成 27(2015)年度に基本戦略「HIU Vision 2020」を策定し、「アクションプラン」「第 2 期中期目標・中期計画」「年度計画」へと段階的に展開し、実行している。この中には、学部・学科・専攻・コースの定期的な点検が含まれており、点検評価委員会をはじめ「教育研究戦略委員会」等において絶えず検討され、必要に応じて見直されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、全学教授会、学部教授会、大学院研究科委員会に教職員が関与・参画することにより、また、基本的な規則の制定や改正及び中期目標・中期計画、年度計画を理事会に諮ることにより、役員と教職員の理解と支持が得られている。

学内外への周知については、学生・教職員には学生便覧や大学概要等の印刷物の配付や掲示、更には全教職員向けの情報サイト（教職員ポータルサイト）でなされ、学外に対しては、各種刊行物、大学ホームページ等で適切に周知されている。

中期目標・中期計画を策定して学部・学科・専攻ごとに教育目的等と教育課程を整備し、

三つのポリシーを明示している。平成 27(2015)年度には第 2 期中期目標・中期計画を策定し、教育研究組織の改組・改編と入学定員及び収容定員の変更が行われている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

「情報化社会の新しい大学と学問の創造」という建学の理念をはじめ、使命・目的の理解、教育目的に掲げる人材育成に共感する学生を求めるという方針に基づき、各学部の学科で、アドミッションポリシーを明確に定め、大学ホームページ、入学試験要項等に明示し、周知を図っている。

アドミッションポリシーに即して入学者選抜委員会を設け、推薦入学試験、AO 入学試験、高大連携特別 AO 入学試験、特別 AO 入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、編入学試験、特別入学試験等多様な入試区分により入試を行い、選抜方法は入学者選抜方針に基づいている。

平成 29(2017)年度学生募集より、入学定員の変更も含めて、学科・専攻等を見直し、改組・改編を行うなど努力しており、今後の収容定員充足率の向上が期待される。

【改善を要する点】

- 経営情報学部先端経営学科、医療情報学部医療情報学科、通信教育部の経営情報学部経営ネットワーク学科及びシステム情報学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

【参考意見】

- 経営情報学部システム情報学科の収容定員充足率が低いので、定員充足に向けた取組みが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた各学部・学科ごとのカリキュラムポリシーに基づき、「コンピテンシー・科目関連マップ」として身に付けるべき「コンピテンシー（知識・スキル・心構え）」を適切に設定し、履修のガイド、大学ホームページ等で明示している。外部有識者の助言を求める「カリキュラム・アドバイザリーボード会議」を有し、カリキュラムの検証・改正を逐次実施している。

全学的な教育課程の編成・教授方法の改善は「全学教務・FD委員会」及び「FD-WG8」で検討され、各学部・学科に周知・指示している。そして、主体的な人材を育成するために「主体的学びに導くための実行プラン 2016」を策定し、全学的にその目的を達成できるよう取り組んでおり、学習者適応型 e ラーニングシステム「POLITE」を開発・運用する等、授業内容・方法などに工夫が見られる。

【優れた点】

○教育課程の体系的な編成、その内容・科目の適切性を図るために「カリキュラム・アドバイザリーボード会議」を実施し、高い見識と経験を持つ学外の有識者であるアドバイザーからの助言のもとにカリキュラムの検証・改正を実施していることは評価できる。

【参考意見】

○通信教育部の年間履修登録単位数制限の上限に関して、学修時間の確保の観点から見直しが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

大学の学修支援及び授業支援については、学長を委員長とした全学的な組織として運用される「全学教務・FD委員会」が中心となり検討している。

学修支援は、クラス担任制度、卒業支援学修アドバイザー制度、オフィスアワーの設置のほかにも「学生ポータルサイト」「出席管理システム (e アシーナ)」「POLITE」等、ICT を活用して行っている。また、授業評価アンケートを実施し、結果を学生に開示することにより、学修及び授業支援に反映させている。

主に学部学生の SA(Student Assistant)が、1・2 年次のコンピュータ実習系の授業で実

習補助業務を、3・4年次生と大学院生で構成する「学習チュータ」は学修支援を、高等学校教員経験者はリメディアル教育を行っている。中途退学者等の対策は、学長を委員長とする「退学率改善委員会」を設置し、早期発見・早期対応に努めることで退学率の改善を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学則において、通学課程全体のディプロマポリシーに基づく単位認定、進級及び卒業・修了認定等の要件を定め、学生便覧や履修のガイドに明示する等、成績評価基準と進級及び卒業・修了認定等の基準・要件を適切に定め運用している。

通学課程の学部及び研究科のシラバスでは、授業計画が明示され、授業科目の成績評価基準も設定・適用されている。

GPA(Grade Point Average)制度は平成 21(2009)年度より導入され、学生は各自の GPA 結果を成績表及び「POLITE」で確認ができる。また、各学生の GPA を教員間で共有することで、教員の学修指導の参考として活用され、更に年間の履修単位制限を緩和措置の基準として、学生表彰制度、北海道情報大学奨学生等の選考基準としても活用されている。

【改善を要する点】

○通信教育部のシラバスでは成績評価方法が示されていないので、改善が必要である。

【参考意見】

○各学部・通信教育部・研究科の成績評価基準について、学則等で規定することが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

インターンシップ制度は、各学部から選出された担当教員がチームとなって推進し、5 日間以上のインターンシップでは、事前事後指導も含め授業科目として評価・単位認定を行っている。これらを可能にさせる制度として、キャリア教育が実施され、「共通教育協議会」や「全学教務・FD 委員会」にて検討されるキャリア教育プログラムにより、1 年次から 4

年次までをそれぞれ「計画」「準備」「対策」「行動」の段階とするプログラムが配置・実施されている。

就職・進路に対する相談・助言体制として、就職部長を委員長とする就職委員会を置き、ゼミナール担当教員、学生サポートセンター事務室と連携して支援に当たっている。就職支援講座を開催し、筆記試験対策等の説明会や各種模擬試験等を行うことで、高い就職率の水準を維持している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

通学課程においては、カリキュラムは各学科でコースや履修モデルごとにコンピテンシーをもとに構成され、学生はそれに必要な履修計画を立てている。その目標達成度は、「POLITE」を活用し、学生が自己把握できる仕組みを構築している。授業評価アンケートは、前後期各1回ウェブシステムを使って実施して結果を学内公開するとともに、各教員はFD支援システム「CANVAS」を用いて自己分析を入力し、学内に公開して授業改善に役立てている。

通信教育部における「インターネットメディア授業」では、学修活動が記録され、学生自身による確認や学修指導に役立てており、授業評価アンケートも実施されている。また、「インターネットメディア授業」の機能の拡張にも取り組んでいる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部長を中心に学生委員会と事務組織の協働により、学生生活の安定のための支援を行っている。公的な奨学金に加えて、大学院生及び留学生も含めた大学独自の奨学金制度の拡充に努めている。地元の江別市内の4大学と共同で100円朝食の提供や、スクールバス運行補助等を行っているほか、課外活動、体育祭や大学祭に対して施設使用や経済面での支援を行っている。学生相談室と保健センターに臨床心理士、医師、保健師等を配置した体制を整え、更に気軽な相談場所として「ふらっとルーム」を設置して、日常的なきめ細かい学生支援を行っている。

学生の意見や要望を得るために学生満足度調査を概ね3年ごとに実施しており、その結果をもとにして学生サービスの改善に努めている。通信教育部では、ポータルサイト「無限大キャンパス」を立上げ、授業評価アンケートを含む通信教育部全般に関するアンケートを行っており、学生サービス等の改善に役立てている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準に定める専任教員数・教授数を確保しており、年齢構成も概ね適切である。大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、基準を充足している。教員の採用については原則として公募であり、採用・昇任については、「教員選考基準」「教員選考基準に関する申合せ」等により基準・選考方法を定めて運用されている。また、教員評価を実施しており、その結果を研究費の配分に反映させている。「全学教務・FD委員会」が全学的な視野でFD活動を推進しており、その下に多くの作業委員会を設置して活動している。FD支援システム「CANVAS」を授業改善に活用している。

教養教育は、教養部長を議長とした「共通教育協議会」「共通教育運営委員会」等の体制を整備して、各学科と連携して運営されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学設置基準を上回る校地、校舎、図書館、グラウンド、体育館・体育施設、情報教育設備等を整備し、教育目的の達成のために適切に活用している。全建物が耐震基準を満たしており、新しく建設した施設はバリアフリー化され、身体障がい者用施設も整備されている。図書館はラーニング・コモンズやパソコンを備えており、図書の自動貸出更新装置等も整備されている。「情報センター」では、十分な数の実習室と教育に必要なソフトウェアを備えたパソコンを設置して教育に活用している。収容人数が異なる講義室や実習室を設けており、授業に応じて適切に使用し、クラスサイズへの配慮も適切である。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は「学校法人電子開発学園寄附行為」に基づき、関係法令、規則等を遵守し、適切な運営を行っている。また、使命・目的を実現するために中期目標・中期計画を策定し、組織的・継続的な努力を行っている。

環境保全の取組みとして、照明や空調の温度設定等の節電対策を行うなど、省エネルギー対策に取り組んでいる。人権問題については、「ハラスメント防止ガイドライン」を学生及び教職員に大学ホームページで公開し、啓発している。ハラスメントの防止委員会、相談窓口を設置し、ハラスメント防止に努めている。また、「個人情報保護規程」「プライバシーポリシー」を制定し、個人情報相談窓口を設置している。

安全の配慮として「消防計画」を制定し、年 1 回、消防避難訓練を実施している。また、大規模災害に対して、安否確認システムを導入し、緊急連絡手段の構築を行っている。教育情報、財務情報の情報公開は、適切に行われている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、私立学校法に基づき寄附行為・管理運営規則に定めるところにより、適切に運営されている。また、理事・監事・評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されており、平成 27(2015)年度の理事会は 4 回開催され、出席率は高く、意思決定機関として機能して

いる。

理事長は日常的に常務理事から大学の現状について報告を受けており、平常から大学の教職員との意思疎通に努め、法人業務について総理しており、管理運営は適切に機能している。

大学経営の環境変化が著しい状況に直面しており、今まで以上に迅速に意思決定を適切に行うために、寄附行為を遵守し、理事会の活性化を推進している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は「学校法人電子開発学園管理運営規則」において、「学長は大学の校務を掌り、所属教職員を指導監督し、この大学を代表する」「副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどり、理事会における特命事項を掌理する」と定められている。学校教育法改正に伴い、「学則」「全学教授会規程」「学部教授会規程」等の関連規則が改正され、全学及び学部教授会が審議する教学に関する重要事項等が明記されている。

中期目標・中期計画では、「ガバナンス改革を充実する」ことを掲げ、この目標を達成するための計画として「学長のリーダーシップ、学長を補佐する体制等、ガバナンス改革を充実する」とし、平成 28(2016)年度計画では「学長がリーダーシップを発揮できる業務執行体制について点検する」とあり、「教育研究戦略委員会」において取組んでいる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の適切な管理運営を図るため、常勤の理事である学長・副学長・常務理事・法人本部長・法人事務局長・大学事務局長の 6 人は、月 1 回「管理・教育協議会」を開催している。また、月 1 回開催の「法人事務会議」には大学事務局長、「大学事務会議」には、常務理事・法人本部長・法人事務局長が参加し、法人と大学間のコミュニケーション及び相互チェックを行っている。

監事は寄附行為に基づいて適切に選任され、業務・財政に関する報告書を作成して理事会・評議員会に報告している。評議員は寄附行為に基づいて適切に選任されている。

理事長及び学長のリーダーシップを発揮できる体制は整備され、各部署で起案された事項について、稟議（りんぎ）書によりくみ上げられる仕組みが整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人本部、大学事務局にそれぞれ「事務組織規程」及び「事務分掌規程」により、事務職員の所要事項が定められ、大学の使命・目的を達成するための事務体制が構築され、それに応じて職員が適正に配置されている。

教員と職員の連携は、教員と職員の管理職で構成する「事務連絡会議」を毎月開催し、課題の周知と意見交換を行い一体感の醸成を図っている。

職員の資質・能力向上のための研修等の組織的な取組みを実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人は、大学のほか専門学校を有している。法人全体の帰属収支は、平成 27(2015)年度まで 5 年連続収入超過であり、有価証券・流動資産等を中心に資金が確保され、安定した財務基盤を確立している。

大学は、平成 26(2014)年度までの 4 年間は帰属収支差額がプラスであったが、平成 27(2015)年度決算において、学生生徒等納付金収入の減少等により若干のマイナスとなっている。

大学は、平成 23(2011)年度より中期目標・中期計画に基づく財務改善に向けた取組みを展開している。平成 27(2015)年度には「教育研究振興募金」による寄附金募集活動を開始し、外部資金導入の努力を行っている。今後は、学部・学科の改組・改編計画及び第 2 期中期目標・中期計画に基づく財務施策を展開することで、財務の一層の健全化を目指して

いる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人電子開発学園経理規程」「勘定科目細則」「調達規程」「北海道情報大学固定資産及び物品管理規程」等の諸規則が整備され、各規則や学校法人会計基準を遵守した会計処理が行われている。法人内は、同一の会計システムにより予算が執行・管理され、予算と著しい乖離が生じないように補正予算を編成している。

金融資産の運用は「学校法人電子開発学園資金運用規程」に基づき、運用及び運用状況の報告が行われ、監事監査にて実績確認を行っている。

監事、監査法人、法人本部内に設置する競争的資金等監査室による監査が適切に行われている。監事は、理事会・評議員会に出席し、業務執行や財務状況を監査するほか、臨時監査を実施している。法人、監事、監査法人との意見交換が定期的実施され、会計監査の体制が整備されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は「北海道情報大学点検評価規程」に基づき点検評価委員会を設置し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。学長が委員長を務める点検評価委員会は、中期目標・中期計画の年度計画の達成状況について自己点検・評価することにより、大学運営及び教育研究活動の改善・向上を図っている。平成 25(2013)年度には、自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高め、教育研究に関し広く外部有識者の助言

を得るために、学外委員から構成される外部評価委員会を設置し外部評価を受けている。平成 4(1992)年度以降 2～3 年ごとに自己点検評価報告書を刊行するとともに、平成 23(2011)年度に中期目標・中期計画が始動した以降は、年度別の中期目標・中期計画及び同目標・計画の年度末評価を行い、定期的な自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は「授業評価アンケート」「学生満足度調査」「大学説明会アンケート（求人企業）」「図書館利用アンケート」等の調査を通じて得られたエビデンスに基づき、客観的な自己点検・評価活動を実施している。

各種委員会が調査・収集したデータによる分析結果をもとに点検評価委員会が分析結果の確認を行い、改善点を含め対応している。中期目標・中期計画に基づき、平成 28(2016)年度に IR(Institutional Research)係を設置し、全学教務・FD 委員会と連携しながら活動を開始した。

自己点検・評価報告、平成 25 年度外部評価報告書及び各年度の中期目標・中期計画、中期目標・中期計画年度末評価は大学ホームページに掲載され、自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表が行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、前回の認証評価結果に基づき、課題・改善点の学内共有化を図るとともに中期目標・中期計画を策定し、同目標・計画の年度計画の達成状況の確認を基軸とする自己点検・評価活動を遂行してきた。

年度計画は、学長を委員長とする点検評価委員会が点検・評価し、改善が指示された課題は、「教育研究評議会」や各種委員会で改善施策を講じ、次年度の目標・計画に反映させることで、教育研究、大学運営の改善・向上につなげるサイクルが構築されている。

平成 27(2015)年度に策定した基本戦略「HIU Vision 2020」に基づく第 2 期中期目標・中期計画が平成 28(2016)年度から始動した。今後も中期目標・中期計画に基づく自己点検・

評価活動の継続により大学改革を実施していく計画があり、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. ICT を活用したグローバル人材育成

A-1 ICT を活用したグローバル人材育成

A-1-① ICT 活用力、グローバルコミュニケーション力、異文化理解、主体性・チャレンジ精神

【概評】

大学の教育目的の実現のための教育プログラムとして、タイのラジャマンガラ工科大学タンヤブリ校と ICT を活用した共同制作作業を伴うワークショップを開催している。このプログラムは ICT 活用力、グローバルコミュニケーション力、両国文化の相互理解、学生相互の友情を育むことを目標としている。両大学において「Web デザインコンテスト」によって選抜された学生が、母国における事前教育を受けてから共同してウェブ作品を制作し、「国際 Web デザインコンテスト」を実施しており、このプログラムが目標とするグローバル人材育成に関する項目について十分な効果を挙げている。平成 25(2013)年度より「国際ショートフィルム制作」と「国際コンピュータプログラミングコンテスト」を加え、正規科目「国際コラボレーション」として実施している。また、国際問題に興味を持った学生が、学外の社会活動団体を立上げるなどの派生効果も生まれており、今後の更なる発展に期待したい。

基準 B. 地域連携・産学連携の実践

B-1 地域連携・産学連携の実践

B-1-① 産学連携、専門人材の育成、地域活性化

【概評】

「健康情報科学研究センター」が中心となり、機能的食品の科学的エビデンスを蓄積して、健康の維持・増進に有用な機能的食品を活用した健康増進、予防医学を統合したトータルヘルスケアシステムのモデルづくり「食のヒト介入試験システム『江別モデル』による食と健康のイノベーション拠点形成」に取り組んでいる。この活動は、北海道の食品産業振興と消費者ニーズへの適切な情報提供のために、行政や公的研究機関、更に多くの地元ボランティアと協力して行っている。地域連携・産学連携として実践を積み、外部競争的資金の援助も得て、食と健康の地域拠点を形成している。この実績は「第 5 回地域産業支援プログラム表彰 文部科学大臣賞」を受賞するなど高い評価を得ており、この分野の専門的人材育成も産学連携により進めている。大学ではこの実績をもとにしてヘルスリテラシー教育を展開しており、今後は地域連携・産学連携のみならず、大学教育への更なる貢

献も期待したい。